CNIPA など 3 機関、知財金融の活性化に向けて特定地域での試行実施を発表

2025 年 3 月 7 日
JETRO 香港事務所

2025 年 3 月 4 日、国家知識産権局（CNIPA）、国家金融監督管理総局、国家版権局の 3 機関が連名で「**『知的財産権金融エコシステム総合試行作業方案』の通知**」（《知识产权金融生态综合试点工作方案》的通知[1]）を発表した。

本通知は、関連する地方当局に対して、上記 3 機関が共同で上記方案を制定し、北京市、上海市、江蘇省、浙江省、広東省、四川省、深圳市、寧波市において当該方案にかかる試行作業を展開することを伝えるものである。

まず全体目標として、2027 年までに、サービスが便利かつ効率的で、情報共有が円滑で、体制・メカニズムが完備した「知財権金融エコシステム総合試験区」の基本的な建設を終えること等が挙げられている。

そして、その目標に向けた具体的な活動方案は以下の通りである。

(一) 知的財産権の担保融資登記の便利かつ効率的な取扱いの促進

1．担保融資登録のオンライン化を全面的に推進する。
2．知財情報の共有を推進する。（公共情報プラットフォームの構築、等）

(二) 知的財産権の価値評価システムの構築強化

3．知財価値の内部評価を拡大促進する。（商業銀行に対して内部評価メカニズムの構築を奨励、等）
4．知財評価の標準化を強化する。（ガイドライン・規範の研究・制定を支援、等）

(三) 知的財産権の金融サービス高度化の促進

5．商業銀行の内部保証メカニズムを最適化する。（商業銀行に対して知財金融の業務方法と管理制度の制定を指導、知財金融の専門家育成、等）
6．金融商品とサービスを充実させる。（技術系新興企業等に対する融資の敷居を

[1] ［原文 URL］https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202503/content_7010805.htm

低減、担保融資期間の延長、海外権利保護等の保険事業を総合的に発展、等）

７．担保と方式の革新を支持する。（担保融資可能な知財権の範囲拡大、専利開放許諾制度等の知財権の移転・転化を促進する金融商品を積極的に検討、等）

８．信用資源の活性化を促進する。（知財権担保融資の譲渡手数料を所定期間全額免除、等）

(四）知的財産権の取引メカニズムの改善

９．知財権サービス機関の役割を十分に発揮させる。（各種機関が知財価値判断において銀行を支援することを奨励、等）

１０．知財権の取引を活性化させる。（知財権の価値判断・リスク評価・譲渡売買・質権処理等において各機関の機能を十分に発揮、等。）

１１．専門的な処置プラットフォームの建設を促進する。（各機関に知財権質権処理の専門部門の設置を奨励、料金未納による専利権の無効を回避するため抵当融資期間中に企業が年間専利料の前払いを検討、等）

(五）知的財産権の金融協力メカニズムの改善

１２．健全なリスク分担と補償メカニズムを確立する。（政府融資保証制度の改善、知財担保融資が不良債権化した場合にまず補償金を比例配分して処分後に清算するリスク保障前置方式の検討、等）

１３．融資信用サービスプラットフォームのデータ共有と金融サービスを強化する。（市場監督・税務・知財権・金融サービス等の情報・データの相互接続・相互運用を実現、等）

１４．銀行と企業とのマッチング活動を全面的に展開する。（知財権企業の双方向「ホワイトリスト」作業メカニズムの探索を奨励、交流プラットフォームの構築、等）

最後に、関連組織に対する業務要求として、例えば、地方政府に対して、知財権融資業務を年度業務目標に盛り込んで説明責任評価を実施するよう奨励することや、上記３機関が、各地の当該試行作業について評価・査定を行い、主導的な役割を果たすべきであること等が記載されている。

（以上）